

太宰府市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、太宰府市が実施する電子入札について、太宰府市契約規則（平成10年規則第9号。以下「契約規則」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 入札に係る手続のうち、入札案件の登録から入札、落札者の決定までの一連の手続について、パソコン端末及び通信回線等を使用して処理するシステムをいう。
- (2) 入札情報公開システム 発注情報、入札結果に関する情報等をインターネット上で公開するシステムをいう。
- (3) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定により、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (4) 電子入札 電子入札システムによる入札をいう。
- (5) 紙入札 紙媒体による入札をいう。
- (6) 入札参加者 電子入札の対象となる案件に対し、電子入札により入札をしようとする者をいう。
- (7) 紙入札参加者 電子入札の対象となる案件に対し、やむを得ない事情のため紙入札により入札をしようとする者をいう。
- (8) 電子くじ 落札決定となるべき金額で応札した者が複数あった場合に、そのうちから落札者をくじ入力番号等を用いた演算式により決定する仕組みをいう。
- (9) くじ入力番号 電子くじにおいて使用するため、入札参加者及び紙入札参加者が事前に指定する任意の3桁の数字をいう。
- (10) ヘルプデスク 電子入札システム及び入札情報公開システムに関する問合せの受付窓口をいう。

(対象案件)

第3条 電子入札の対象となる案件は、本市が発注する入札案件のうち、市長が指定するもの（以下、「電子入札案件」という。）とする。

2 市長は、電子入札案件について、電子入札システムに案件の登録を行うものとする。

3 案件を登録した情報の内容に錯誤等が認められた場合には、登録情報変更又は入札中止の処理を行う。

4 前項の規定により、登録情報の変更又は入札中止の処理を行う場合は、その旨を入札参加者に通知する。

（システムの運用時間）

第4条 電子入札システム及び入札情報公開システムの運用時間は、太宰府市の休日定める条例（平成元年条例第23号）第1条第1項各号に掲げる市の休日（以下、「休日」という。）を除き、次のとおりとする。

(1) 電子入札システム 市 午前8時30分から午後9時まで 入札参加者
午前8時30分から午後8時まで

(2) 入札情報公開システム 市 午前8時30分から午後9時まで 入札参加者
午前6時から午後11時まで

2 ヘルプデスクの運用時間は、休日を除き午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分までの間に限り行うものとする。

（電子入札システムの利用）

第5条 電子入札システムを利用することができる者は、本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている入札参加有資格者で、次条の規定により利用者登録をしている者とする。

2 前項の場合において、特定建設工事共同企業体（以下この項において「特定JV」という。）を対象とする電子入札案件のときに電子入札を行うことができる者は、特定JVの代表会社とする。

（利用者登録）

第6条 入札参加者は、電子入札システムにおいてICカードを用いて利用者登録を行わなければならない。

2 入札参加者は、代表者、会社の商号又は住所の変更が生じた場合には、速やかに変更後のICカードを再取得し、改めて利用者登録を行わなければならない。

い。

3 入札参加者は、電子入札システムに登録した企業情報、代表窓口情報及び I C カード利用部署情報に変更が生じた場合は、当該変更内容の登録を行わなければならない。

(入札参加者の指名)

第 7 条 入札参加者の指名は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、次条第 1 項各号に該当する場合は、別の方法により行うことができる。

(入札の方法)

第 8 条 契約規則第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、入札参加者は、市長が定める日時までに入札金額、くじ入力番号その他必要事項を電子入札システムに登録することにより、電子入札の方法による入札を行うものとする。ただし、次の各号の一に該当すると市長が認める場合は、事前に太宰府市紙入札方式参加届出書(様式第 1 号)を市長に提出することにより、紙入札の方法による入札を行うことができる。

(1) 住所、商号又は名称及び代表者の職又は氏名の変更があった者が I C カードの再取得手続を完了していない場合

(2) I C カードの失効、閉塞(P I N 番号の連続した誤入力)及び破損又は盗難により I C カードを使用できない者が I C カードの再発行手続を完了していない場合

(3) パソコン端末及び通信回線等の障害により電子入札が行えない場合

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める場合

2 入札参加者は、市長から入札金額の内訳書その他の電子入札に参加するために必要な書類(以下「必要書類」という。)の提出を求められた場合は、必要書類をマイクロソフト社のワード又はエクセル、アドビシステムズ社のアクトバット(P D F 作成ツール)その他市長が指定するものにより作成し提出しなければならない。

3 第 1 項ただし書の規定により紙入札により入札をしようとする者は、必要事項を記載した入札書(紙入札用)(様式第 2 号。以下「紙入札書」という。)及び必要書類を封入し、指名通知に記載する紙入札書受付締切までに、市長の指定する場所に市長の指定する方法により提出しなければならない。

4 前項の規定により紙入札書及び必要書類（以下、「紙入札書等」という。）を封入する封筒には、次に掲げる事項を記載し、市長が指定する箇所に封印をしなければならない。

- (1) 宛先
- (2) 入札案件名
- (3) 差出人の住所、商号及び代表者の職及び氏名
- (4) 入札書等を在中している旨

5 市長は、第3項の規定による書類の提出があったときは、提出された封筒に受け付けた日時を記載するものとする。

6 第3項の規定により提出した紙入札書等については、差替えを認めないものとする。

（開札）

第9条 開札は、指名通知に定める開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 前項の場合において、紙入札をした者がいるときは、入札及び契約事務を所掌する課の職員は、前条第3項の規定により提出された紙入札書を開封し、当該業者名、記載された入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録するものとする。この場合において、当該入札書にくじ番号が記載されていないときは、当該紙入札書に係るくじ番号は「000」とする。

（電子くじ）

第10条 市長は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 電子くじにおいて使用する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) くじ入力番号
- (2) 応札順序（入札書が電子入札システムに到達した順序を表す数字をいう。）

3 紙入札参加者の応札順序は入札参加者の次の数字とし、紙入札参加者が複数ある場合は市長の指定する場所で受領した受付日時の順とする。

4 前3項の規定による電子くじの手続を行うことが適当でないとき、別に市長が指定する場所及び日時において行ったくじの結果により落札者を決定するものとする。

（開札の立会い）

第11条 第9条第1項の規定による開札及び前条第1項の規定による電子くじに関しては、入札参加者及び紙入札参加者の立会いは行わないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入札執行回数)

第12条 電子入札における入札の執行回数は、1回とする。ただし、予定価格を公表していないものについては、2回まで行うことができる。

(無効とする入札)

第13条 契約規則第13条に定めるもののほか、次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 同一の入札案件において、電子入札と紙入札の両方の方法による入札を行ったもの

(2) 次のいずれかに該当する電子入札

ア 不正に取得した他者のICカードにより行ったもの

イ 前号に掲げるもののほか、不正の目的をもって使用されたICカードにより行ったもの

(3) 次のいずれかに該当する紙入札

ア 第8条第3項及び第6項に定める方法以外の方法により行われたもの

イ 封筒と入札書等の記載内容に不備があるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が無効な入札と認めるもの

(入札の辞退)

第14条 入札参加者は、指名通知を受けた案件の入札を辞退しようとするときは、電子入札システムにより手続をしなければならない。

2 紙入札参加者は、指名通知を受けた案件の入札を辞退しようとするときは、締切日時までに市長に入札辞退届を持参又は郵送により提出しなければならない。

(障害時の対応)

第15条 市長は、電子入力システムの障害、停電、通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と認めるときは、その原因及び復旧の見込み等を調査の上、締切日時及び開札予定日時の変更又は紙入札への変更若しくは入

札及び開札の通知等必要な処置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により必要な措置を講じたときは、入札参加者及び紙入札参加者にその旨を通知するとともに、必要に応じホームページ等により周知するものとする。

(落札者の決定通知)

第16条 契約規則第15条第2項の規定にかかわらず、電子入札において落札者が決定したとき（紙入札参加者が落札したときを除く。）は、電子入札システムにより、当該落札者にその旨を通知する。

(入札結果の公表)

第17条 市長は、第9条第1項の規定による開札及び第10条第1項の規定による電子くじを行ったときは、速やかに入札情報公開システムにより、その結果を公表するものとする。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年9月20日から施行する。

様式第 1 号 (第 8 条関係) 略

様式第 2 号 (第 8 条関係) 略